

令和 3 年 12 月 13 日
環境省環境再生・資源循環局

令和 3 年度災害廃棄物対策推進検討会 開催要綱（案）

1. 目的

近年、自然災害が頻発化、激甚化してきており、全国各地で豪雨や地震等により膨大な災害廃棄物が発生している。

環境省では、南海トラフ地震や首都直下地震等、東日本大震災以上の規模の自然災害（以下「大規模災害」という。）に備え、平成 25 年度から平成 27 年度まで「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を、平成 28 年度から「災害廃棄物対策推進検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、災害廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めてきた。令和 2 年度は、①全国各地で発生した自然災害を中心に災害廃棄物処理に関する実績の蓄積・検証、②災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方の検討、③南海トラフ地震に係る海上輸送等の広域処理シナリオの検討、④「災害時の一般廃棄物処理に関する災害時初動対応の手引き」の充実を行い、その成果及び今後取組むべき課題を「災害廃棄物対策に係る今後の検討（令和 3 年 3 月）」としてとりまとめた。

本検討会は、これらの成果に基づき、大規模災害に備えた災害廃棄物対策の具体化を進めること等を目的として開催する。

2. 検討事項

検討会での検討事項は、次の事項とする。

- ①災害廃棄物処理システムや技術に関する事項
- ②災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方に関する事項
- ③その他検討会が必要と認める事項

3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、廃棄物処理、防災等の分野について知見を有する学識経験者から、環境再生・資源循環局長が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会には座長を置く。座長は会議の議事運営に当たる。
- (3) 座長は委員の互選により定める。座長が検討会に出席できない場合は、座長があら

はじめ指名する委員がその職務を代行する。

- (4) 検討会では、必要に応じ、委員以外の知見を有する者から意見を聴取する。
- (5) 検討会には、必要に応じ、学識経験者、自治体及び関連団体関係者等からなるワーキンググループを置く。

4. 事務

検討会の事務は、環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室が、請負業者の協力を得て行う。

5. スケジュール

別紙のとおりとする。

6. その他

検討会は原則公開とする。ただし、ワーキンググループを設置した場合、ワーキンググループは非公開とする。この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。

(別 紙)

令和3年度災害廃棄物対策推進検討会 開催スケジュール（案）

回	開催時期	主な議題
第1回	12月13日	<ul style="list-style-type: none">・ 検討会の開催要綱及び目的について・ これまでの検討会の検討内容について・ 令和3年度の災害廃棄物対策について・ ワーキンググループの設置について 等
第2回	1月19日	<ul style="list-style-type: none">・ 災害廃棄物処理支援員制度の実施状況について・ 地方環境事務所によるモデル事業実施内容について 等
第3回	3月頃 (今後調整)	<ul style="list-style-type: none">・ ワーキンググループの最終報告について・ 災害廃棄物対策の今後の検討事項について 等